

議案第74号

松阪市健診センター条例の一部改正について

松阪市健診センター条例（平成19年松阪市条例第23号）の一部を次のように改正する。

令和4年6月16日 提出

松阪市長 竹上 真人

松阪市健診センター条例の一部を改正する条例

松阪市健診センター条例（平成19年松阪市条例第23号）の一部を次のように改正する。

別表中「

種 別	単 位	利 用 料 金
2日ドック	1回につき	59,800円
日帰りドック（Aコース）	1回につき	37,650円
日帰りドック（Bコース）	1回につき	全国健康保険協会が実施する生活習慣病予防健診事業の健診費用の額
脳ドック	1回につき	39,800円
生活習慣ドック	1回につき	10,140円
生活習慣ドック（前立腺）	1回につき	20,040円
循環器ドック	1回につき	25,230円
食道・胃癌ドック	1回につき	28,280円
大腸癌ドック	1回につき	26,640円
肺癌ドック	1回につき	20,720円
胆のう・肝臓・膵臓癌ドック	1回につき	18,460円
レディースドック	1回につき	17,930円

」を「

種 別	単 位	利用料金
1 日ドック	1 回につき	50,000 円
生活習慣病予防健診	1 回につき	全国健康保険協会が実施する生活習慣病予防健診事業の健診費用の額
脳ドック	1 回につき	45,000 円
労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）に基づく定期健康診断	1 回につき	12,000 円
市が実施するがん検診に準ずる検査	1 回につき	市長が別に定める額

」に改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。